

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

地方公務員共済組合制度の適用拡大に伴う令和 4 年 10 月以降の
臨時的任用教職員の児童手当の取扱いについて（通知）

地方公務員共済組合制度の適用拡大については、令和 4 年 5 月 26 日付け公共高第 159 号
公立学校共済組合高知支部長通知にて全所属所長あてに通知されています。

臨時的任用教職員につきましては、令和 2 年度から全員が公立学校共済組合の組合員の
資格を有することとなり、掛金・負担金等を徴収等しているところですが、令和 4 年 10 月
1 日からは短期・福祉事業のみの適用となり、長期事業は適用外となります。これに伴い、
令和 4 年 10 月分以降の児童手当は高知県からの支給ではなく、住所地の市町村からの支給
に切り替わることとなります。

つきましては、下記のとおりお知らせしますので、貴管内の小中学校等に周知くださいます
ようよろしくお願いいたします。

記

1 臨時的任用教職員の児童手当について

令和 4 年 10 月分から、高知県からの支給ではなく、住所地の市町村からの支給となる。

児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 17 条に規定する公務員の範囲については、「児
童手当法等の施行について（施行通達）」（昭和 46 年 9 月 4 日付け児発 495 号厚生省児童
家庭局通達）で示しているとおり、国又は地方公共団体が使用者の立場から共済組合の
長期給付に要する費用に充てるための負担金を負担している者の範囲と同一としている。
今回の地方公務員共済組合制度の改正により、長期給付が公立学校共済組合の適用外と
なることから、児童手当についても県からの支給ではなく、住所地の市町村からの支給
となる。

2 手続き等

対象者には、児童手当支給事由消滅通知書（様式第 6 号）により当課から該当者に通知
する。対象者は、消滅した日から 15 日以内に、住所地の市町村での申請手続きを遅延な
く行うこと。

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当
TEL
Mail

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部
支部長 長岡 幹泰
(公 印 省 略)

短時間労働者・非常勤職員に対する地方公務員共済組合制度の適用拡大について（通知）

平素は、当共済組合の事業にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

このことについて、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）第17条及び第18条により地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共法」という。）の一部が改正され、令和4年10月から短時間労働者・非常勤職員に対する共済組合員制度の適用（短期・福祉事業のみ適用（長期事業適用外））が拡大されることとなります。

つきましては、当該法改正の概要を下記のとおり通知しますので、ご確認をお願いします。

なお、当該法改正に伴い、新たに組合員資格を取得する方等の共済事務手続きについては、別途通知予定としておりますので申し添えます。

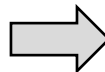
記

1：短時間労働者・非常勤職員の被用者保険の適用範囲の拡大

次の（1）から（5）を満たす方は被用者保険（健康保険・年金）が適用されます。

【現 行】

- (1) 週労働時間 20 時間以上
- (2) 月額賃金 8.8 万円以上
- (3) 勤務期間 1 年以上の見込み
- (4) 学生は適用除外
- (5) 適用事業所規模 501 人以上



【令和4年10月～】

- (1) 週労働時間 20 時間以上
- (2) 月額賃金 8.8 万円以上
- (3) 勤務期間 2 か月超（※1）
- (4) 学生は適用除外
- (5) 適用事業所規模 101 人以上（※2）

（※1）雇用期間が2か月以内であっても、

（ア）就業規則、雇用契約書等において、その契約が、「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合

（イ）同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

は、当初から被用者保険の適用となります。

ただし、（ア）、（イ）のいずれかに該当するときであっても、労使双方により、最初の雇用契約の期間を超えて雇用しないことにつき合意しているときは、雇用契約

の期間を超えることが見込まれないこととして取り扱う。

(※2) 地方公共団体においては、平成 29 年 4 月に 500 人以下でも短時間労働者も適用
となっておりますので、実質、今回の改正対象外となります。

2：短時間労働者・非常勤職員の共済制度適用範囲

別紙のとおり

3：公立学校共済組合の組合員の範囲（地共法第 3 条第 1 項第 2 号）

「公立学校の職員（※1、2）並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関
（公立学校を除く。）の職員」

(※1) 学校教育法第 1 条及び第 124 条並びに第 134 条に規定する学校のうち地方公共団
体が設置するものに勤務する地共法第 2 条第 1 項第 1 号に定めるものをいう。

(※2) 学校給食法第 6 条に規定する施設（共同調理場）に勤務する同法第 7 条に規定する
学校栄養職員のうち、都道府県費負担職員となった者を含む。

4：参考

当該改正について説明した冊子『地方公務員の年金制度等が変わります』を次へ掲載し
ておりますので参考までにご覧ください。

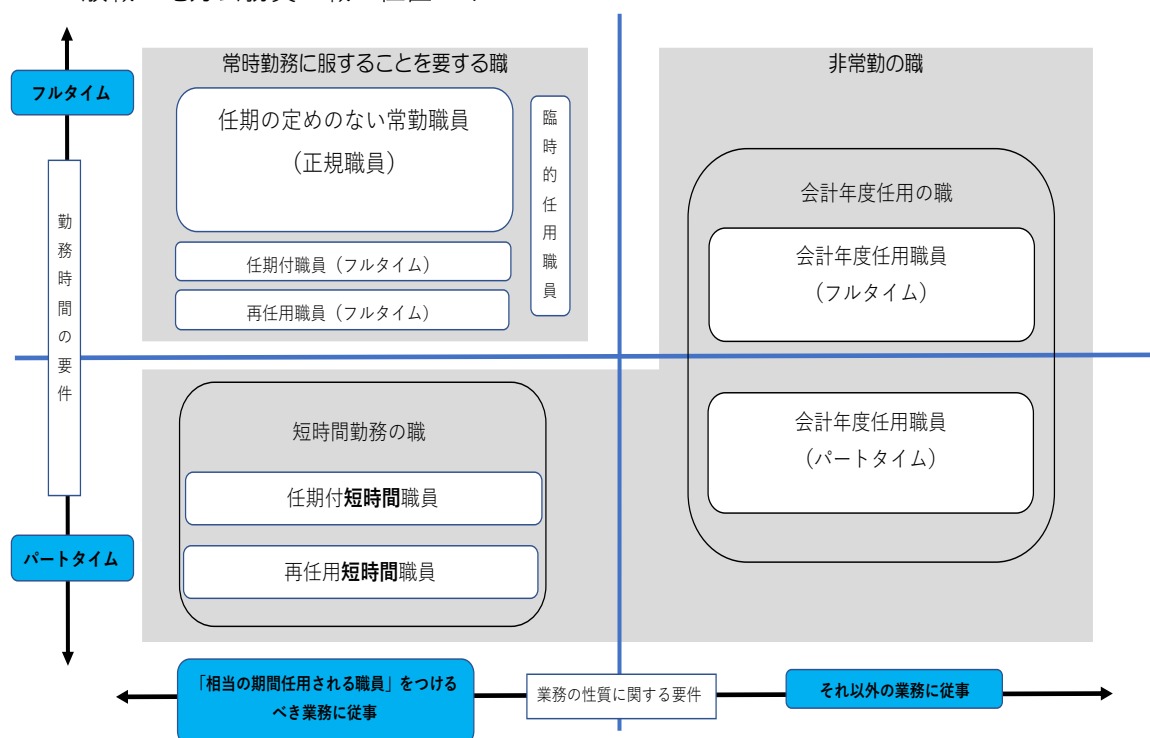
公立学校共済組合高知支部ホームページ > 組合員専用ページ（共済組合員証番号及
び生年月日でログインしてください。） > 地方公務員の年金制度等改正 > 冊子
『地方公務員の年金制度等が変わります』のご案内

【問い合わせ先】

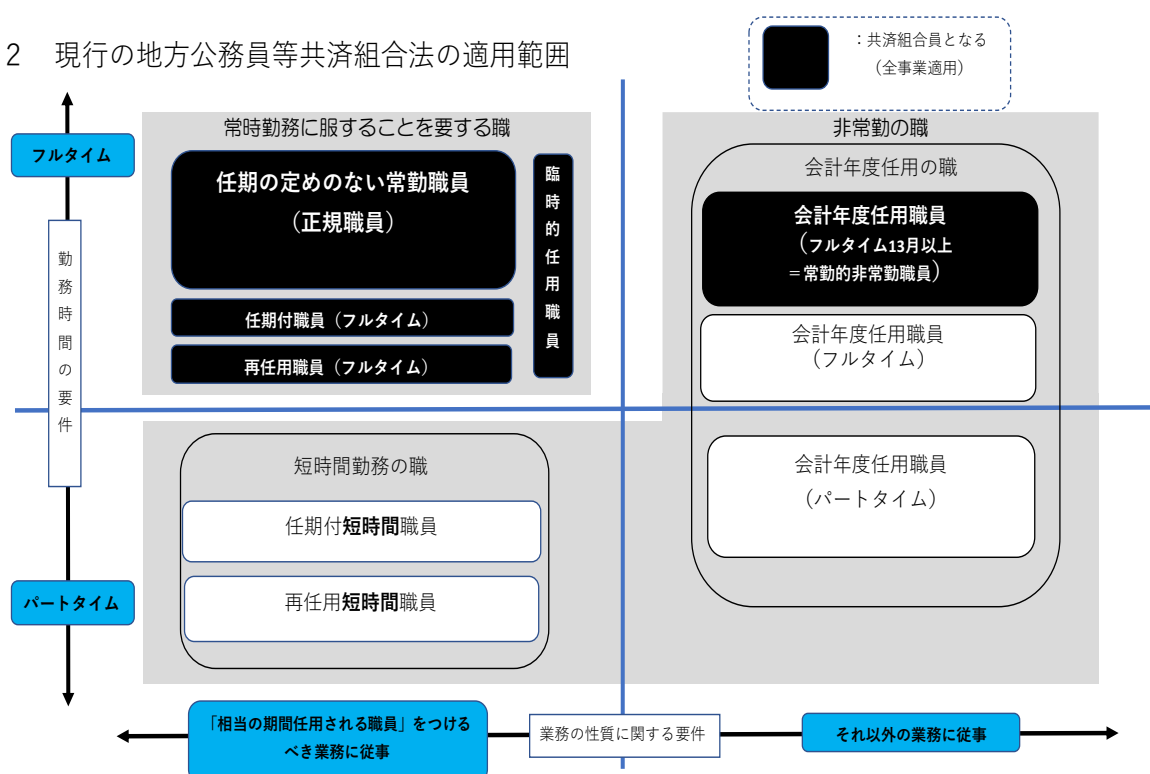
公立学校共済組合高知支部 岡・橋田・清藤

TEL: 0 8 8 - 8 2 1 - 4 7 5 5

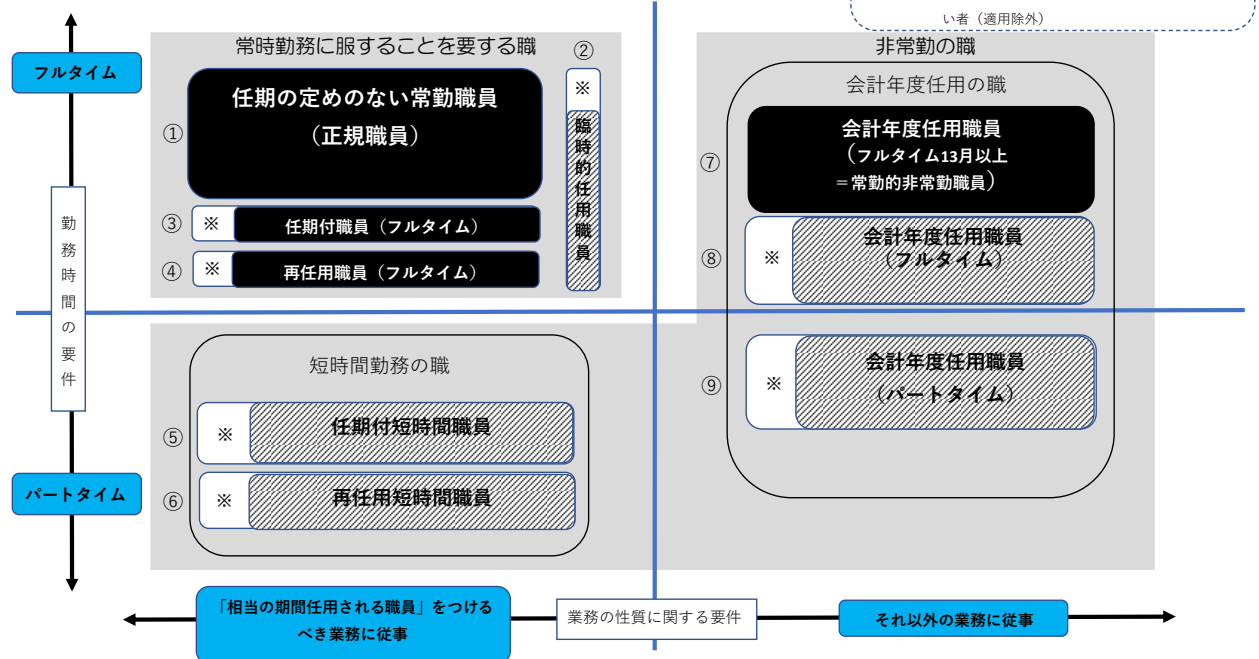
1 一般職の地方公務員の職の位置づけ



2 現行の地方公務員等共済組合法の適用範囲



3 令和4年10月以降の地方公務員等共済組合法の適用範囲



職の位置づけ	令和4年9月まで		令和4年10月から		
	健康保険	年金制度	健康保険	年金制度	備考
① 任期の定めのない常勤職員（正規職員）	共済組合	共済組合（厚年・退職等）	共済組合	共済組合（厚年・退職等）	
② 臨時的任用職員	共済組合	共済組合（厚年・退職等）	共済組合	年金機構（厚年）	※
③ 任期付職員（フルタイム）	共済組合	共済組合（厚年・退職等）	共済組合	共済組合（厚年・退職等）	※
④ 再任用職員（フルタイム）	共済組合	共済組合（厚年・退職等）	共済組合	共済組合（厚年・退職等）	※
⑤ 任期付短時間職員	協会けんぽ	年金機構（厚年）	共済組合	年金機構（厚年）	※
⑥ 再任用短時間職員	協会けんぽ	年金機構（厚年）	共済組合	年金機構（厚年）	※
⑦ 会計年度任用職員（フルタイム13月以上）	共済組合	共済組合（厚年・退職等）	共済組合	共済組合（厚年・退職等）	※
⑧ 会計年度任用職員（フルタイム）	協会けんぽ	年金機構（厚年）	共済組合	年金機構（厚年）	※
⑨ 会計年度任用職員（パートタイム）	協会けんぽ	年金機構（厚年）	共済組合	年金機構（厚年）	※
⑩ 上記以外の職員（週20時間未満）	国保等	国民年金等	国保等	国民年金等	

※ 2か月以上の雇用が見込まれない場合は「⑩」の取り扱いとなります。

（注意）通知時点の情報により作成しているため、今後、取り扱いが変更となる場合があります。